

令和4年6月30日

都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会規約 新旧対照表

旧	新	備考欄
<p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、国立がん研究センター がん対策情報センターにおいて処理する。</p> <p>(規約の改定) 第9条 規約の改定は、協議会において議決を経て承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>(庶務) 第8条 協議会の庶務は、国立がん研究センター がん対策研究所において処理する。</p> <p>(規約の改定) 第9条 規約の改定は、協議会において議決を経て承認を得る。</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p>

赤字：異なる箇所